

会費等納入規程

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 6 月 2 日改正
平成 29 年 6 月 3 日改正
平成 30 年 6 月 2 日改正
令和元年 6 月 1 日改正
令和 3 年 3 月 14 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)定款第 8 条に定める会費及び入会金の納入についての必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

第 2 章 会費の納入

(会費等)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、会費ならびに入会金を納入するものとする。

(1)会費額は、年間 14,000 円とし、入会金は、5,000 円とする。

(2)診療放射線技師籍に登録した日から翌年の 3 月 31 日までに入会した者に限り、初年度会費額は 5,000 円とし、入会金を免除する。

(3)本会会員のうち、当該年度に 65 歳に達する者は、会費額を年間 7,000 円とする。

2 前項の会費額は、納入時期による割引はしない。

(納入方法及び期限)

第 3 条 会費納入は、本会指定の納入方法に従い、納めるものとする。

2 納入期限は、当該年度の 9 月 30 日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

(会員資格の喪失)

第 4 条 定款第 9 条第 3 号による会員資格の喪失は、理事会の決議を経て、当該会員へ文書で通知することにより完了する。

(権利の回復)

第 5 条 定款第 8 条第 3 項によって停止された権利は、会費納入をもってその権利を回復する。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することはできない。

第3章 会費の免除

(長期療養者等の免除)

第6条 会員が療養のため1年以上離職した者は、その旨を申請することにより、定款第8条に定める会費(以下、「会費」という。)免除の取扱いを受けることができる。

(名誉会員の免除)

第7条 定款第5条第1項第2号の名誉会員に推戴された者は、翌年度以降の会費は免除される。

(会費の終身免除)

第8条 25年または30年勤続表彰受賞者で25年以上継続して会員であり、55歳以上の会員は、10万円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費は終身にわたって免除される。

(被表彰者の免除)

第9条 50年勤続表彰受賞者で35年以上継続して会員であった者は翌年度以降の会費は終身にわたって免除される。ただし、この場合は、申請を必要としない。

(特別寄附者の免除)

第10条 特別寄附等により、この規程発効時にすでに終身にわたって会費免除になっている者及び会費免除者になる資格を有するものは、この規程の定めにかかわらず、引き続きその権利を有する。

(その他の免除)

第11条 会員は、前条までに定めるもののほか、出産、育児、介護等の事情により休職している場合は、休職届を付した申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

2 海外勤務、災害等の事情を有する場合は、証明書を付した申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

3 住所を一にする親族に、本会が発行する刊行物を購読する会員がいる場合には、本会へその旨を申請することにより、翌年度の会費の一部を免除される。

4 会員が大学院に進学した場合は所定の手続きをすることにより、その在学期間に限り減免の取扱を受けることができる。

(申請)

第12条 本規程に基づき、会費免除の取扱いを受けようとする者は、その旨を本会に申請し、理事会の承認を受けるものとする。

2 理事会は,第 1 項の可否及び期間を決定し,その内容を申請者に通知するものとする.

(期間)

第 13 条 会費免除の期間は各項に準じて行う.

2 本規程第 6 条に基づく会費の免除は 2 年を超えないものとする.

3 本規程第 7 条,第 8 条及び第 9 条に定める会費の免除の期間は,定款第 5 条の正会員の資格を有する期間とする.

4 災害による被災の場合は,災害の程度によって免除期間を理事会が決定するものとする.

5 その他の理由による減免の期間は,定めがある場合を除き 1 年を基準とする.ただし,所定の手続きにより更新することができる.

(免除の対象者)

第 14 条 本規程に定める免除者の対象は,過去の会費が適正に納められている場合に限る.

第 4 章 雑 則

(規程の改廃)

第 15 条 本規程の改廃は,総会の議決によるものとする.

(委任)

第 16 条 この規程に定めるほか必要な事項は,理事会に諮り,これを定める.

附 則

1 この規程は,一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する.

2 この規程は,平成 24 年 6 月 2 日から施行する.

3 この規程は,平成 29 年 6 月 3 日から施行する.

4 この規程は,平成 31 年 4 月 1 日から施行する.ただし,第 8 条に規定する申請は,令和 4 年度末までの 5 年間の猶予をもって終了する.

5 この規程は,令和 2 年 4 月 1 日から施行する.

6 この規程は,令和 3 年 3 月 14 日から施行する.